

これまでに出了た主な意見等（消費課税関係）

（1）消費税

① 社会保障の安定的な財源確保と消費税の特徴

- ・ 社会保障の安定的な財源を税制改革により確保する必要。
- ・ 社会保障財源となる税収については、経済の動向や人口構造の変化に左右されないことが必要。こうした点等における所得課税の限界を踏まえる必要。
- ・ 社会保障給付は、現世代にとっての受益であり、現世代の国民が広く公平に負担を分かち合う必要。
- ・ 経済の活性化を重視する観点から、勤労世代への負担集中を回避することや、経済活動に歪みを生じさせない中立性や国際競争力も重視すべき。
- ・ 消費税の経済に与える影響についてメッセージを出しておくべき。
- ・ 消費税には、税収として安定的なほか、勤労者に負担が集中しない、簡素であり、貯蓄や投資を含む経済活動に与える歪みも小さいという特徴。また、国境調整を通じて国際競争力を阻害しない面も有する。
- ・ 消費税は、社会保障を持続的なものにするためにも、社会保障財源として中核的な役割を今後果たすべき。

② 使途

- ・ 消費税が実質的に福祉、特に高齢者のために使われていることを国民に理解してもらうことが重要。
- ・ 消費税の社会保障財源としての位置付けをより明確にし、社会保障費について消費税の充実によって賄えるよう対応していく姿勢を明らかにする「社会保障財源化」も選択肢の一つ。
- ・ 消費税の「社会保障財源化」については、目的税化には歳出を既得権益化するというデメリットがあることにも留意する必要。
- ・ 社会保障の効率化や見直しも必要。

- ・ 社会保障は再分配において大きな役割を果たしており、消費税の「社会保障財源化」については、消費税が社会保障による再分配を通じて受益面から大きな役割を果たしていることを明確にする意義がある。

③ 消費税と再分配

- ・ 消費税については、所得に対して逆進的であるとの指摘。しかし、長寿化、経済のストック化、ライフプランの多様化といった経済社会の構造変化の中、「一時点の所得」にのみ着目することは必ずしも適当でない。
- ・ 「生涯所得」で再分配政策を考えることが重要であり、消費に対し比例的に負担を求める消費税は、「生涯所得」に対しては必ずしも逆進的とは言えない。
- ・ 「生涯所得」という説明は分かりにくい面があり、分かりやすく訴えていくべき。
- ・ 未実現の利益にも負担を求め得る点で、消費税こそ最良の所得課税であるという説明も可能ではないか。
- ・ 「逆進性」で言えば、社会保険料の方がはるかに逆進的。にもかかわらず消費税のみ「逆進性」が強調されるのは、受益と負担の対応関係が明確にされていないからではないか。
- ・ 再分配政策を考える上では、一税目の負担のみに着目するだけでは不十分であり、他税目や社会保険料を含む負担全体、更には社会保障給付等の受益全体をも考慮に入れる必要。
- ・ 現行の税体系を前提に消費課税のウェイトを高めることは、格差社会を助長するおそれがあり、所得税における累進性の回復、資産所得への課税強化、低所得に対する配慮、法人税との関係等の視点を踏まえ、税体系全体の見直しの中で考えることが不可欠。
- ・ この数年間負担増が繰り返されている状況下で負担増のみの消費税引上げには反対。
- ・ 消費税を含む税体系の抜本的改革を行うに際しては、真に支援が必要な者にきめ細やかに社会政策的な配慮を行うこととすべき。

- ・ 軽減税率の導入の効果について、高額所得者にもメリットが及ぶことを踏まえる必要。
- ・ 軽減税率によって消費税の中で垂直的公平を確保するためには、相当程度の税率の差別化が必要だが、それでもジニ係数は改善しない。
- ・ 食料品の消費は欲望としての消費でもあるという消費の実態も踏まえるべき。
- ・ 制度の簡素化、経済に対する中立性、事業者の事務負担、税務執行コストといった観点からは、単一税率が望ましい。
- ・ 一定の税収の確保が求められる場合には、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ないことにも留意。
- ・ 基礎消費に係る消費税負担額を還付すれば、軽減税率を導入する必要はない。
- ・ 担税力の高い個別商品には税率を引き上げることを検討すべき。

④ 制度の信頼性・透明性を高めるための取組み

- ・ 平成15年度改正において事業者免税点や簡易課税制度の適用上限を大きく引き上げるなどの取組みをこれまで実施。消費税制度の信頼性・透明性は相当向上。
- ・ 「インボイス方式」の導入が検討課題。「インボイス方式」の導入は、仕入税額控除の適正化に資するが、他方で免税事業者が取引の中間段階から排除されかねないとの懸念。制度の信頼性・透明性の向上の要請と中小零細事業者の取引実態への配慮をどのようにバランスさせるか、総合的な検討が必要。
- ・ 仮に軽減税率を導入する場合には、仕入税額控除がより複雑化することとなるため、事業者負担の軽減の観点も踏まえ適切な仕入税額控除を確保する観点から「インボイス方式」の導入が不可欠。
- ・ 事業者免税点制度や簡易課税制度についても、引き続き必要な見直しが行われるべき。
- ・ 法人設立後2年間は免税事業者となる制度や仕入税額控除の計算方法を濫用した租税回避が生じているなど、執行に当たって問題が生じているケースへの対処も必要。

(2) 地方消費税

- ・ 地方消費税のウェイトを高めることは、地方税原則にかなう方向。
- ・ 地方消費税は税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目であり、地方の税目としてふさわしい。
- ・ 消費税の税率引上げにあわせ、地方消費税の税率引上げ幅をどうするか、検討が必要。その際、地方消費税の清算基準について消費の実際により近いものとなるよう精査する必要がある。
- ・ 福祉サービスを実際に行っている地方団体は、地方消費税に期待している。「福祉目的」という場合、地方の役割の重要性を踏まえる必要がある。
- ・ 社会保障と言った場合、年金などの現金の給付も重要だが、むしろ、障害者や高齢者一人一人の状況に応じたマンパワーによる福祉が不可欠であり、その財源を確保することを忘れてはならない。
- ・ 今後とも、少子・高齢化が進展していくことに伴って地方においても国と同様に社会保障関係費の増大が見込まれることから、その財源として、税収の偏在性が少なく安定的な地方消費税の充実が必要。

(3) 道路特定財源

- ・ 道路特定財源については、昨年末の閣議決定に基づき、道路整備の必要性、厳しい財政事情、環境面への影響、納税者の理解の観点等を十分に踏まえつつ、国民の理解が得られる改革を進めるべき。
- ・ 道路特定財源諸税は、ガソリン等の消費抑制といった環境税的な要素も有するため、道路に充てるか否かにかかわらず、現行の税率水準を維持するべき。
- ・ 地方の道路整備の水準は依然として低く、また、道路特定財源だけでは地方の道路事業を実施するのに十分ではない。地方の道路特定財源について、現行税率を維持することが必要。

(4) 地球温暖化問題への対応

- ・ 地球温暖化問題については、「環境と経済の両立」という基本的な考え方に立って、自主的取組を含む多様な政策手段を適切に用いていくことが必要。
- ・ 環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や国際競争力に与える影響、既存エネルギー関係諸税との関係等を十分に踏まえ、総合的に検討していくべき課題。
- ・ EUの税制改革の動向を踏まえ、環境税についてもっと前面で取り扱うべき。
- ・ 環境税について、経済成長、企業の国際競争力ひいては国民経済にマイナスの影響をもたらすので慎重に議論すべき。

(5) その他

- ・ 望ましくない行為（サービス）について個別消費税をかけることも検討すべき。
- ・ たばこ税を引き上げるべきではないか。